主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

民法四一八条による過失相殺は、債務者の主張がなくても、裁判所が職権でする ことができるが、債権者に過失があつた事実は、債務者において立証責任を負うも のと解すべきである。しかるに、本件にあつては、債務者である上告人の債務不履 行に関し債権者である被上告人に過失があつた事実については、上告人においてな んらの立証をもしていないことは、本件記録に徴し明らかである。されば、原審が 本件について民法四一八条を適用しなかつたのは当然であつて、原判決には所論の 違法はない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	_	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	ΙĒ	雄